

容器包装に係る分別収集及び再商品化の
促進等に関する法律に基づく
市町村分別収集計画

(令和8年度～令和12年度)

令和7年6月

宮代町

宮代町分別収集計画

令和7年6月25日

1 計画策定の意義

これまでの高度成長経済を支えてきた「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会システムは、資源の枯渇や環境負荷の増大、最終処分場のひっ迫などさまざまな社会問題を引き起こした。

こうした社会システムから脱却し、廃棄物の発生抑制、焼却や埋立て等による環境負荷の低減、そして限りある資源を有効活用する、いわゆる「循環型社会」への転換が必要であることは、これまでも各方面において言及されているとおりである。

私たちが、「循環型社会」を形成するためには、社会を構成する各主体が、それぞれの立場においてその役割を自覚することが非常に重要である。

加えて、世界的に問題となっている海洋プラスチックのごみ問題を解決するため、令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」において、持続的な社会の実現に向け、目指す方向を示すとともに、令和3年度には、資源循環の取り組みを促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新報）」が公布され、市区町村によるプラスチック使用製品の分別収集・再商品化が規定された。

これらも踏まえ、本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づき、容器包装廃棄物の分別収集・資源化を推進し、焼却量と最終処分量を削減することを目的に、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確化し、そして相互に連携をして取り組むべき方針及びその推進方策を示すものである。

本計画により、容器包装廃棄物の4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）＋Renewable（持続可能な資源の活用）の推進とともに、資源の有効利用、そして廃棄物量の低減による最終処分場の延命化が図られることで、「循環型社会」の形成に寄与するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、以下のとおりとする。

- ・町民・事業者・行政の協働によるごみの減量の推進
- ・分別の徹底による焼却量及び最終処分量の削減と資源の有効活用
- ・安全で安心な廃棄物処理による環境負荷の抑制

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直しを行う。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無

色、茶色、その他)、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。なお、プラスチック製容器包装については令和8年12月以降対象としない。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	1,523	1,520	1,519	1,519	1,520

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

下記の方策を実施することで、容器包装廃棄物の排出抑制を図るものとする。なおその実施にあたっては、町民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・広報紙の発行及びホームページ等の充実

広報紙やホームページ、収集カレンダー、スマートフォン用アプリ等を活用し、ごみの適正排出や再利用に関する取り組み等について、町民や事業者に周知し、排出抑制を促進する。

・講座の実施及び各種イベントへの参加

自治会等を対象とした出前講座等の開催により、ごみ処理の現状について理解を深める機会をつくる。また、イベント等の開催を通じ、発生抑制・排出抑制・再使用について町民に周知を行い、分別に対する意識を高める。

・資源集団回収事業に対する報償金の交付

資源の再利用の推進、ごみの減量及び生活環境の保全を図ることを目的とし、町内に住所を有する営利を目的としない団体等を対象に、活動実績に応じて報償金を交付する。

・廃棄物減量等推進員制度の活用

分別徹底のための町民への協力要請やごみ集積所の清潔保持の指導、ごみの減量及び資源化について、廃棄物減量等推進員により、地域住民と行政とをつなぐ「地域のリーダー」としての役割を期待するものとする。

・店頭回収の利用の推進

店舗が自主的に実施している店頭回収について、広報紙やホームページを活用してごみの減量と効率的で品質の高いリサイクルを行えるよう、町民に周知する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の老朽化及び一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、町民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下記右欄のとおりとする。プラスチック（プラスチック製容器包装）について、分別を行うのは令和8年11月までとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		びん・缶・ペットボトル
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック (プラスチック製容器包装)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	8 年度		9 年度		10 年度		11 年度		12 年度	
主としてスチール製の容器	34t		34t		34t		34t		34t	
主としてアルミ製の容器	57t		57t		57t		57t		57t	
無色のガラス製容器	(合計) 73t		(合計) 73t		(合計) 73t		(合計) 73t		(合計) 73t	
	(引渡額) 0t	(独自処理額) 73t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 73t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 73t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 73t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 73t
茶色のガラス製容器	(合計) 66t		(合計) 66t		(合計) 66t		(合計) 66t		(合計) 66t	
	(引渡額) 66t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 66t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 66t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 66t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 66t	(独自処理額) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 33t		(合計) 33t		(合計) 33t		(合計) 33t		(合計) 33t	
	(引渡額) 33t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 33t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 33t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 33t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 33t	(独自処理額) 0t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	10t		10t		10t		10t		10t	
主として段ボール製の容器	330t		329t		329t		329t		329t	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡額) 0t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	146t		146t		146t		146t		146t	
	(引渡額) 0t	(独自処理額) 146t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 146t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 146t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 146t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 146t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 440t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡額) 440t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 0t
うち 白色トレイ	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡額) 0t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、直近年度の分別基準適合物等の収集実績に、当該年度の人口変動率（下記参照）を乗じて算出するものとする。

	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
人口 予測 (単位：人)	34,093	34,011	33,964	33,954	33,981
対前年度 人口変動率 (単位：%)	102.25%	99.76%	99.86%	99.97%	100.08%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第 8 条第 2 項第 5 号)

収集・運搬・選別・保管等の各段階での業務の実施者については、下表のとおり定める。

なお、資源集団回収事業として現在地区等が実施しているもののうち、本計画対象品目分については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬	選別・圧縮・保管
金 属	スチール製容器	びん・缶・ ペットボトル	資源回収委託業者 が定期回収を行う	委託業者が選別・圧 縮・保管等を行う
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	ガラス製容器（無 色）			
	ガラス製容器（茶 色）			
	ガラス製容器（その 他）			
紙 類	飲料用紙容器	飲料用 紙パック	資源回収委託業者、 集団回収実施団体、 許可事業者が定期 回収を行う	有価物売買契約業 者及び集団回収実 施団体が委託した 業者が選別・圧縮・ 保管等を行う
	段ボール	段ボール		
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	びん・缶・ ペットボトル	資源回収委託業者 が定期回収を行う	委託業者が選別・圧 縮・保管等を行う
	プラスチック製容器 包装	プラスチック		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第 8 条第 2 項第 6 号)

分別基準適合物の中間処理については、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）は、令和 8 年度は久喜宮代衛生組合、令和 9 年度以降は町と業務委託契約を締結する民間施設において、選別・圧縮・保管を行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
スチール製容器	びん・缶・ペットボトル	・透明又は無色半透明袋	・パッカー車	・民間施設（選別・圧縮・保管）
アルミ製容器				
ガラス製容器（無色）				
ガラス製容器（茶色）				
ガラス製容器（その他）				
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	ひもで十字に結ぶ	・平ボディ車 ・パッカー車	民間施設
段ボール	段ボール	ひもで十字に結ぶ		民間施設
ペットボトル	びん・缶・ペットボトル	・透明又は無色半透明袋	・パッカー車	・民間施設（選別・圧縮・保管）
プラスチック製容器包装	プラスチック（プラスチック製容器包装）	透明又は無色半透明袋	・パッカー車	民間施設（選別・圧縮・保管）

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・容器包装廃棄物の分別収集を効率的に進めていくためには、排出時における分別の実施が重要な課題の一つであると考え。廃棄物減量等推進員制度を活用し、町民の排出意識の高揚を図る。
- ・地区等による資源集団回収制度の活用を促進するために、報償金を交付し、その制度概要等を広報等により広く町民に情報提供を行う。